

令和07年度 第4回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月02日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所	代々木警察署 講堂	出席者	協議会委員 6名 署長ほか 1名
------	-----------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

- 1 薬物事犯に関する映像の視聴  
(警視庁ホームページ掲載「運命の分岐点 薬物乱用防止」)
- 2 薬物に関する昨今の情勢
- 3 匿名・流動型犯罪グループの現状と警視庁の対策について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

(1) 薬物事犯について

ア 入手ルート

多くの場合がSNS、例えばXやインスタグラムなどを経由していると言われている。隠語や記号を使いながら一見して薬物関連とはわからないように書き込みを行い、実際のやりとりはテレグラム等の通信アプリで行っているとみられている。

イ 年代について

最近の情勢については、10代と20代の若年層に大麻とコカインの乱用が拡大している。SNS上では、大麻の有害性を否定する情報が氾濫している。

ウ 法改正

令和6年12月12日から大麻等を使用すると施用罪(使用罪)が適用されることとなった。単純施用でも7年以下の拘禁刑に重罰化された。大麻については記憶障害、精神障害、依存性などの害を及ぼすことが科学的に証明されている。今後も、様々な場面で特に若年層に対して、大麻使用の恐怖について発信する。

エ 麻薬・危険ドラッグについて

(ア) 麻薬については、カラフルでお菓子のような形状に加工したものもある。MDMAはキャラクターなどに形を模して、一見ラムネなどのお菓子のよう形をしているようなものもある。若年層には特に注意をさせなければならない。

(イ) フェンタニルは日本では医療現場で手術後の鎮痛剤として使われることがあるが、アメリカでは非合法的取引によって摂取した者が中毒を起こす等社会問題化しており、過剰摂取で約10万人が死亡している現状がある。

(ウ) エトミデートは最近沖縄県で流行している危険ドラッグである。電子たばこで吸引できるリキッド状のもので、国内未承認の医薬品成分「エトミデート」が含まれる危険ドラッグが乱用される事例が確認されている。

オ その他として

(ア) 薬物事犯については、知らないうちに運び屋にされてしまうケースも散見される。例えば海外で知り合った者から「日本にいる友人にバッグを届けてほしい」、「スーツケースを運んでお金がもらえる」等と言葉巧みに言われて依頼を受け、薬物の運び屋になってしまうケースがあるため、注意をしなければならない。

(イ) また、闇バイトの荷受けのアルバイトに応募して実際に違法薬物が自宅に届き検挙される事案も発生している。

(2) 匿名・流動型犯罪グループについて

ア 匿名・流動型犯罪グループとは

犯行グループの中核部分は匿名化され、違法行為の実行者は、SNSでその都度募集されているなどの特徴を有する。

イ 警視庁の取組

警視庁では、令和7年10月に匿名・流動型犯罪グループ対策本部を設置した。今後は、匿名・流動型犯罪グループ対策本部を司令塔に、情報の集約・分析及び取締りの強化、特に犯罪集団中核部分の検挙に努めていく。

ウ 幸平一家について

幸平一家は新宿を拠点とする暴力団で、先般、匿名・流動型犯罪グループの代表格である違法スカウト集団「ナチュラル」と極めて深い繋がりがあると見られている。そのような背景もあり、警視庁では「住吉会幸平一家特別対策本部」を設置した。

2 協議会からの意見要望等

先般の協議会で議題となっていた令和8年4月1日から実施される自転車の交通反則制度（青切符）については、どのように周知を図っているのか心配だ。周囲に聞いてみたところ、知っている人がいなかった。渋谷区の広報誌に掲載を依頼できないか。

【回答】

自転車の交通反則制度の周知については、警視庁のホームページからでも確認できるようになっている。その他、色々な場面で周知を図っているが、今後も交通イベントや交通安全運動、その他の機会を通じて、地域住民の方々に周知を図っていきたい。

[その他の意見要望等]

特になし。

その他

令和07年度 第3回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年01月23日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所 代々木警察署 講堂  
出席者 協議会委員 6名  
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回の要望に対する回答
- 2 令和8年上半期の代々木警察署の交通違反取締等方針
- 3 110番の現状と受傷事故防止対策
- 4 代々木警察署庁舎移転及び今後の方針

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

- (1) 前回の要望に対する回答

【要望】

NHK放送センター周辺、駐車場出入口付近まで多数の駐車車両があるため、駐車されない措置を講じてほしい。

【回答】

現地の道路環境を確認した結果、自転車用通行帯を設置し、かつ、車道との境界にポール様のものを設置することが最も効果的であるとの判断に至り、警視庁交通部に上申の手続を行った。

今後は、警視庁本部と渋谷区主管部署で設置に向けた協議を進めていく予定。ただし、設置時期は未定であるため、代々木警察署として取締りや駐車違反車両業者に対する注意喚起を実施していく。

- (2) 令和8年上半期代々木警察署の交通違反取締等方針

ア 令和7年代々木警察署管内同時期の交通事故発生状況

物件事故件数 1,350件

人身事故件数 105件

・人身事故の内訳 死亡事故0件、重傷事故10件、継承事故95件

イ 事故の特徴

- ・全体的に減少傾向にある中、重傷事故が増加
- ・自転車、電動キックボード関与が多い
- ・重傷事故に占める高齢者の割合が高い
- ・時間帯については、通勤・通学の時間帯が多い

ウ 令和8年上半期の交通違反取締等の方針について

・管内の中でも交通事故の発生状況が多い甲州街道上の初台交差点と井の頭通りの富ヶ谷交差点を重点配置箇所とする。

・交通取締重点対象は、「電動モビリティ」と「自転車」の2対象とする。

・上記以外についても、管内の情勢に応じ、積極的な交通対策を実施する。

- (3) 本年4月1日から実施される自転車の交通反則通告制度（青切符）について説明を実施

ア 導入の趣旨

- ・自転車の検挙件数の増加
- ・取締現場で処理に長時間を要する
- ・後日の出頭が必要
- ・現状のいわゆる赤切符対応では、刑事手続であるため前科となるなどの事情を踏まえ、導入されることとなった。

イ 処理要領

駐車違反等と同様に「青切符」と併せて、反則金の納付に必要な「納付書」が交付されることとなった。

ウ 反則金

・信号無視 6,000円

・一時不停止 5,000円

- ・ 携帯電話使用 12,000円  
となっている。ただし、酒酔い、酒気帯びなど重大な違反をした場合は、これまでと同様に赤切符で検挙することとなる。
- (4) 110番通報の現状と受傷事故防止対策
- ア 110番の現状について
- ・ 令和7年中の警視庁管内110番件数(手集計)  
総入電件数 約215万件  
令和6年中と比較すると約3万3千件増加している。
  - ・ 代々木警察署管内の入電状況(手集計)  
総入電件数 約1万9,000件  
1日平均 約52件
  - ・ 110番内容の内訳  
交通部門(事故・交通違反) 約6,000件  
騒音の苦情・要望等 約3,500件  
泥酔者等の寝込み等 約1,200件
  - ・ 110番の日のイベントの実施  
事件・事故の110番とお願い事や心配事の使い分けについてイベントを実施している。
- イ 受傷事故防止対策
- ・ 柔道・剣道の各助教が逮捕術を実演した。
- (5) 代々木警察署移転後について
- ア 通常、現庁舎の敷地を更地にして新庁舎の建設に移行するところ、現在の敷地では必要な延べ面積の確保ができないため、代々木警察署は原宿警察署と統合し現庁舎の所在地には、新規に分庁舎を建設し、行政サービス等を提供する施設を設置する方向で検討している。
- イ 地域住民の皆様には、丁寧な説明を行いながら理解していただくよう努めていく。
- 2 協議会からの意見要望等  
委員からの意見について
- (1) 保育園のお散歩の時間に、例えば駐車車両があり運転席に人がいる状況で通行に支障があるといった程度で110番をするべきか迷うことがある。どのように対応するべきか。
- 【回答】  
遠慮なく110番通報していただきたい。「駐車車両があり、お散歩に支障がある」といった観点や、運転席にいる者が何かの様子をうかがっていると感じれば「不審者がいる」との内容でも構わない。警察官が現場で対応するので安心していただきたい。
- (2) 仕事上、事務所を構えており、事務所には時々、「不審者」か「何か用件があったて来訪している方なのか」という見極めができないときがある。実際に大きな声を出している人を不審者だと思って通報したら、警察官が到着すると落ち着いており結果的にその場で帰宅させている状況がある。そうすると、こんなことで110番通報して良いものかと通報を躊躇してしまう。本来どのように対応するべきか。
- 【回答】  
遠慮なく110番通報していただきたい。警察官や救急隊が到着した時、すでに当事者が落ち着いており、その場で冷静になっている方を、病院へ搬送したり、警察署に一時的に保護をして家族に引き継ぐといったことができない場合もあるが、状況に応じた対応を図っていくので、今後も躊躇することなく通報していただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第2回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年10月10日 午前10時30分～午前11時45分

開催場所 代々木警察署 講堂  
出席者 協議会委員 5名  
署長ほか 4名

内容

[業務説明]

協議会からの意見要望の取組結果について  
初台交差点の山手通り側の信号機は、直進矢印、左折矢印、歩行者用信号が同時に青になるため、左折車両と歩行者が接触しそうな場面を何度か見掛けたことがある。甲州街道側の信号機と同じように直進矢印と歩行者用信号が青になった後、右左折の矢印が青になるように変更することを検討してほしい。

【回答】

- 1 歩車分離式の信号機を導入してサイクルを変更することで、信号待ちの時間が長くなり、渋滞発生や信号無視が起きる可能性がある。また、事故防止の観点から甲州街道上の複数の交差点を転回禁止にする必要性がある。
- 2 初台交差点では過去5年間に交通人身事故が1件しか発生していないため、歩車分離式信号機の導入は見送ることとした。
- 3 東京都に注意喚起の看板の設置等を要請し、引き続き、交通事故防止に留意していく。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
    - (1) 代々木警察署交通違反取締方針について
      - ア 令和7年下半年期の交通違反取締方針
        - (ア) 飲酒取締り
        - (イ) 歩行者妨害の取締り
        - (ウ) 二輪車の取締り
        - (エ) 通学路における取締り
        - (オ) 自転車の取締り
        - (カ) 電動モビリティの取締り
      - イ 令和7年下半年期の速度取締重点路線
      - ウ 令和7年の駐車違反取締重点路線
        - (ア) 駐車監視員ガイドライン
        - (イ) 駐車違反重点路線及び重点地域
    - (2) 特殊詐欺の現状と対策について
      - ア 8月末までの警視庁管内と代々木警察署管内における特殊詐欺認知件数及び被害額、前年同期との比較
      - イ 警視庁が取り組んでいる広報啓発活動
      - ウ 特殊詐欺被害防止の動画の視聴
      - エ アポ電対策
        - (ア) 約8割が国際電話番号を通じて固定電話にかかってくる傾向にある。
        - (イ) 警視庁では、海外との電話が不要な方について、国際電話利用休止申請を推進する取組を行っている。
  - 2 協議会からの意見要望等  
NHK放送センター周辺、駐車場入口付近まで多数の駐車違反車両が停まっているため、取締りを強化してもらいたい。
- 【回答】現場の状況を確認した上、
- ・ 標識や表示による、自転車通行帯の整備を踏まえた駐車しにくい道路環境の整備
  - ・ 渋谷区の公共駐車場管理者への指導
  - ・ 取締り強化
  - ・ メールけいしちょう等を活用した広報
  - ・ 時間調整等で駐車している業者等に対する対策
- 等、実状に合致する対策・取締りを検討し、次回の協議会で報告する。

[その他の意見要望等]

なし

その他	
-----	--

令和07年度 第1回 代々木警察署協議会 議事概要			
開催日時	令和07年06月24日 午前10時00分～午前11時45分		
開催場所	代々木警察署 講堂	出席者	協議会委員 6名 署長ほか 2名
内 容			
<p>会議に先立ち、会長、副会長を互選した。</p> <p>[業務説明]</p> <p>代々木警察署各課業務説明</p> <p>(1) 交通課  ア 特別支援学級を対象とした交通安全教育の実施について  イ 民間団体との共催による交通安全イベントの実施について</p> <p>(2) 警備課  管内における警備情勢について</p> <p>(3) 地域課  巡回連絡を通じた特殊詐欺被害防止活動について</p> <p>(4) 刑事組織犯罪対策課  管内における犯罪情勢について</p> <p>(5) 生活安全課  ア 学校や金融機関に対する不審者侵入対応訓練の実施について  イ 相談事案などの対応について</p> <p>(6) 警務課  インターンシップについて</p> <p>[警察署の業務に関する意見等の聴取]</p> <p>1 署長から協議会への説明内容  代々木警察署の移転について</p> <p>(1) 10月に創立100周年を迎え、現庁舎は築52年。  (2) 老朽化に伴い仮庁舎移転を予定しているが、仮庁舎、新庁舎の用地確保が難航  (3) 仮庁舎移転に伴う懸念事項</p> <p>2 協議会からの意見要望等</p> <p>(1) 仮庁舎移転後もパトロールによる治安維持や行政サービス等は、今までと変わらないと署長から説明を受けて安心している。  (2) 笹塚小学校と笹塚中学校が移転して小中一貫校となる予定があるため、学校の跡地を新庁舎の候補地として検討してはどうか。  (3) 仮庁舎には道場がないため、少年柔剣道をどのように運営していくか検討中とのことであったが、渋谷区役所のスポーツ振興課に無料で利用できる道場がないか相談してみてもどうか。  【回答】関係機関に相談し、引き続き検討する。</p> <p>[その他の意見要望等]</p> <p>信号機のサイクルについて  初台交差点の山手通り側の信号機は、直進矢印、左折矢印、歩行者用信号が同時に青になるため、左折車両と歩行者が接触しそうな場面を何度か見掛けたことがある。甲州街道側の信号機と同じように直進矢印と歩行者用信号が青になった後、右左折の矢印が青になるように変更することを検討してほしい。  【回答】当署交通課を通じて、関係機関と協議したい。</p>			
その他	なし		

令和06年度 第4回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年02月13日 午前10時30分～午前11時45分

開催場所	代々木警察署 道場	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 道路交通法の改正点と自転車の交通違反取締りの流れについて教えてほしい。  
【回答】  
(1) 交通違反をした場合の流れ  
(2) 自転車の携帯電話使用等違反(ながらスマホ)  
(3) 「酒酔い」と「酒気帯び」の違い
  - 2 渋谷区が「監視カメラ強化地域」等と記載されたプラカードを配布しているが、警察でもそのような取組をしているのか。  
【回答】  
(1) プレートの種類の説明  
(2) 警視庁の防犯カメラシステムについて

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
令和6年代々木警察署業務結果報告
  - (1) 交通課  
ア 交通死亡事故3件の発生  
イ 重大交通事故の防止に向けた取組  
ウ 令和7年上半年「取締計画」「速度取締指針」
  - (2) 警備課  
ア 各町会のご協力の下、無事終了した祭礼警備  
イ 地域の皆様と一体となって実施した防災訓練
  - (3) 地域課  
ア 110番受理状況(全庁と管内の状況)  
イ パトロール要望の対応状況
  - (4) 刑事組織犯罪対策課  
ア 刑法犯発生と検挙状況  
イ 検挙事例
  - (5) 生活安全課  
ア 防犯意識・少年の規範意識を向上するための取組  
イ 住民の身近な不安を解消するための取組
  - (6) 警務課  
ア 署内での術科取組  
イ 術科技能検定  
ウ 術科大会
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 特殊詐欺被害防止サポーターが訪問した時に、本当に警察署から任命されている者なのか分からず、自宅電話のナンバーディスプレイの有無など聞かれたが答えてよいのか不安になってしまった。  
【回答】警察官をかたる特殊詐欺や手交型の手口が横行しているため、不安に感じることもあると思う。訪問方法等について改めて検討する。
  - (2) 学校に対する交通安全教室、歩行訓練等を今後も継続してほしい。  
小学校の低学年生が黄色の帽子を被っていない学校があるが、安全面を考慮して黄色の帽子を被るとよいと思う。  
【回答】黄色の帽子を被ることで周囲の大人や自動車等のドライバーから認識されやすくなるため、交通事故防止の観点から各学校での安全教室の機会に広報していきたい。

[その他の意見要望等]

街頭カメラによる警戒とあわせて、警察官によるパトロール活動を引き続き推進してもらいたい。

その他	なし
-----	----

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年11月21日 午前10時30分～午前11時50分

開催場所 代々木警察署 道場

出席者 協議会委員 5名  
署長ほか 2名

内 容

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する取組・回答

- 1 拾得物の取扱いについて
  - (1) 拾得物の受理
    - ア 「拾得物帳簿」への記載  
拾得者の立ち会で警察官が物件を確認して帳簿に記載
    - イ 権利等の確認  
(ア) 3つの権利(届出費用請求、報労金及び所有権取得)を説明  
(イ) 権利の留保又は放棄について確認  
(ウ) 遺失者に対する拾得者の個人情報告知の可否を確認
    - ウ 「拾得物件預り書」を交付
  - (2) 拾得物の管理と調査
    - ア 会計係での集中管理  
交番等で受理した拾得物は会計係に引き継いで管理
    - イ 所有者の調査  
(ア) 「遺失物総合管理システム」に情報を登録し共有  
(イ) 公告、遺失届との照合
    - ウ 遺失物センターへの移管  
2週間以内に返還できなかった場合は遺失物センターに移管し、調査を継続
  - (3) 所有権の移行
    - ア 公告後3か月間返還されなければ、所有権が拾得者に移行
    - イ 2か月間、拾得者の引き取りがない場合、東京都に所有権が移行
  - (4) 拾得者への通知
    - ア 拾得者に対する所有権移行の通知はない
    - イ 所有者に物件を返還できた場合、権利を留保した「有権」の拾得者に対して、「拾得物返還通知書」を送付
    - ウ その他、必要に応じて電話等で個別に連絡を実施
- 2 交通対策について
  - (1) 駐車違反取締りの現状
    - ア 平成18年から民間委託した駐車監視員による取締りが主体
    - イ 駐車監視員の運用契約は3年ごとに見直し
    - ウ 夜間の取締りを月2回程度実施
  - (2) 夜間交通対策の現状
    - ア 交通事故状況の分析結果に基づく効果的な取締り  
可搬型オービスでの速度違反取締り、違法改造車や飲酒運転の取締りを実施
    - イ 夜間駐車車両の取締り  
(ア) 110番通報を受けた車両、悪質な駐車車両の取締り  
(イ) 悪質・長時間駐車の実態分析に基づく運用の見直しを検討

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 改正道路交通法について
    - ア 自転車関連規制  
(ア) 携帯電話使用禁止の罰則引き上げ  
(イ) 酒気帯び運転に対する罰則の新設
    - イ ペダル付き原動機付自転車(モペット)  
原付バイク等と同様の取締り対象として明確化
    - ウ 当署の取組  
(ア) 広報啓発の強化  
交通安全講習会、チラシ配布、SNSの活用  
(イ) 警察官への教養実施

- (2) 大麻をはじめとした違法薬物対策
  - ア 違法薬物の現状
    - (ア) 主な違法薬物  
覚醒剤、大麻、コカイン、MDMA
    - (イ) 検挙状況  
違法薬物による検挙数はコロナ禍以降も高止まり傾向
  - イ 大麻の種類  
乾燥大麻、大麻リキッド、大麻クッキー、大麻ワックス等
  - ウ 大麻の人体への影響
    - (ア) 短期的：記憶障害や知覚変化
    - (イ) 長期的：精神障害、情報処理能力低下等の健康被害や依存性
    - (ウ) 特に若年層には脳の成長への悪影響が懸念
  - エ 大麻に係る問題と法改正
    - (ア) 暴力団の資金源となる問題
    - (イ) 大麻使用罪を新設する改正麻薬特例法が令和6年12月12日施行
  - オ 若年層の大麻乱用拡大
    - (ア) 30歳未満の乱用が増加（10代、20代が全体の6割を占める。）
    - (イ) インターネットやSNSに有害性を否定する誤まった情報が氾濫
    - (ウ) 当署に隣接する渋谷署は大麻所持の検挙人員が警視庁最多（令和5年）
  - カ 広報啓発活動
    - (ア) 警視庁YouTubeでの広報啓発動画の公開
    - (イ) 中学校・高校での薬物乱用防止講話
    - (ウ) 都薬物乱用防止推進地区協議会での広報啓発
- 2 警察署協議会からの意見要望等  
改正道路交通法について
  - (1) 自転車の携帯使用の取締り状況について教えてほしい。
  - (2) 具体的な取締り基準について教えてほしい。
 【回答】・ 11月1日の施行から間がないため、次回会議で、取締り件数や違反の多い場所、年齢層等を取りまとめて具体的に報告したい。  
・ あわせて交通取締りの流れについて整理して説明する。

[その他の意見要望等]

渋谷区が「防犯カメラ強化地域」等というプレートを配布しているようで、一定の抑止効果があると思うが、警察でもそのような取組をしているのか。  
【回答】 区による取組の詳細を確認し、警察による防犯カメラに関する取組とあわせて説明したい。

その他	次回（令和6年度第4回）会議は令和7年2月頃に開催予定
-----	-----------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月19日 午前10時30分～午前11時45分

開催場所	代々木警察署 道場	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 協議会からの意見要望に対する回答  
「代々木署管内の公園内非常ボタンの設置状況」
- 1 非常ボタンと防犯カメラの設置の現状
  - 2 110番通報との併用による迅速な対応

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 駐車監視員活動ガイドラインの見直し
    - ア 駐車監視員の活動  
ガイドラインに基づく駐車違反の取締り
    - イ 現行のガイドライン  
最重点路線、重点路線等の指定
    - ウ 変更の検討  
最重点路線に山手通りを追加
  - (2) 特殊詐欺対策
    - ア 警視庁の組織改編  
特殊詐欺対策本部の設置
    - イ 代々木署の体制変更  
特殊詐欺対策PT(プロジェクトチーム)の設置
    - ウ 代々木署発生の手口
      - (ア) 還付金詐欺
      - (イ) オレオレ詐欺
      - (ウ) キャッシュカード詐欺等
      - (エ) 架空料金請求詐欺
    - エ 代々木署の被害抑止対策と成果
      - (ア) 無人ATM・コンビニの巡回
      - (イ) 特殊詐欺対策強化日の指定
      - (ウ) 各種イベントやテレビ放送での広報啓発
      - (エ) 検挙事例
    - オ 被害に遭わないための留意事項
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 駐車対策について  
夜間や生活道路における駐車対策を実施してほしい。  
【回答】交通課を中心に対策を検討、実施して、秋の交通安全運動の取組結果と合わせて次回会議で報告する。
  - (2) 特殊詐欺対策について  
保育園、小学校等でも、特殊詐欺について啓発してはどうか。  
【回答】幼少期の児童に対する防犯教育も非常に大切なので、今後の被害抑止対策として、学校等での啓発活動に取り組みたい。

[その他の意見要望等]

- 「拾得物を届けたが、その後警察から連絡がなかった」と聞いたので、拾得物を取り扱う流れを教えてほしい。  
【回答】・ 拾得物の取扱いは、「有権(拾得者が物件や報労金を受け取る権利を有する)」として受理した場合でも、一定期間が経たないと拾得者に引き渡すことができないなどの規定がある。  
・ 該当する件については確認の上、対応・連絡するところ、取扱いの問題で拾得者への連絡が遅延しているならば改善を検討する。

その他	次回開催は12月を予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 代々木警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月13日 午前10時30分～午前11時45分

開催場所	代々木警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員からの了承を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望に対する取組・回答
- 1 新型モビリティの交通ルールと安全性
    - (1) 電動キックボードのルールと懸念事項
    - (2) モペットのルールと懸念事項
  - 2 公園内への不審者対策用防犯表示板の設置
    - (1) ピーポくんがデザインされた路面プリントの試験的運用開始
    - (2) 効果を検証して今後の展開を検討

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 災害対策について
    - ア 救助活動と交通規制
      - (ア) 代々木署救出救助部隊の運用
      - (イ) 震度6弱以上の場合の交通規制
    - イ 避難誘導と帰宅困難者対策
      - (ア) 居住者の一時集合場所・避難所への誘導
      - (イ) 帰宅困難者の一時退避場所・帰宅困難者受入施設への誘導
      - (ウ) 周知徹底するための渋谷区と連携した広報
      - (エ) 避難者対策
        - ・ 各種相談受付
        - ・ 犯罪の予防と検挙
    - ウ 被害者や行方不明者への対応
      - (ア) 死亡者
        - ・ 協定を締結した収容場所への遺体搬送
        - ・ 身元調査と遺族等への引き渡し
      - (イ) 行方不明者等
        - ・ 届出の受理
        - ・ 捜索及び調査
    - エ 災害への備え
      - (ア) 地域住民との防災訓練による防災意識の向上
      - (イ) 関係機関との連携強化
      - (ウ) 通信指令機能の維持・移設訓練
  - (2) 代々木警察署庁舎の移転
    - ア 一時移転先(仮庁舎)
      - (ア) 新宿区西新宿4丁目36番(新宿署管内)に所在
      - (イ) 令和7年度から8年度にかけて施工
      - (ウ) 令和9年度頃から仮庁舎の運用開始
    - イ 新庁舎
 

所在地は未定だが、管轄区域に変更なし
    - ウ 情報発信
 

当署ホームページ、広報けいしちょうに掲載予定
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 

震災時の初期対応について、震度6弱以上の地震の判定基準、警察署員の対応を教えてください。

【回答】気象庁発表に基づいて震度を判断して署員は自主的に警察署へ参集し、各種対応に当たる。

[その他の意見要望等]

- 1 公園に非常ボタンを設置してほしい。

- 【回答】区の実効性について110番通報との比較調査を行う。
- 2 協議会からの要望に対する迅速かつ意欲的な取組（新型モビリティの説明、公園内の防犯表示）に感謝したい。

その他	次回（令和6年度第2回警察署協議会）は9月頃に開催予定
-----	-----------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。